

男川漁業協同組合内共第20号第5種共同漁業権遊漁規則（抜粋）

（目的）

第1条 この規則は、この組合の有する内共第20号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご<あめのうお>、こい、ふな、おいかわくしらはえ>及びうなぎをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣（友釣、餌釣及び毛ばり釣）による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認証を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第3条 この漁場区域内においては、竿釣、刺網及びたも網以外の方法で遊漁をしてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
刺 網	網の全長 20メートル以下、網目の大きさ 2センチメートル以上
たも網	網口径 1.2メートル以下、網目の大きさ 1センチメートル以上

3 漁場区域におけるあゆの遊漁については、次条第1項の規定によるあゆについて解禁の日から8月14日までは、竿釣（友釣に限る）によってする場合を除き、遊漁をしてはならない。

4 あまごについては、竿釣によってする場合を除き遊漁をしてはならない。

5 次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

(1) 水中に電流を通じてする漁法

(2) びんづけ(セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。)

(3) 動力を利用する瀬干漁法

(4) 火光を利用して行う漁法

(5) 水中銃(発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの。)

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
あ ま ご	2月第2日曜日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こい、ふな、うなぎ及びおいかわ (以下「雑魚」という。)	1月1日から12月31日まで(ただし、おいかわについては、竿釣以外は3月1日から11月30日までとする。)

2 前項の公表は、この組合事務所及びこの組合が指定する遊漁証取扱所に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
岡崎市中金町不動滝から万足えん堤までの区域	6月1日から 10月31日まで
岡崎市桜形町かおれ橋からかおれ砂防えん堤までの区域	
岡崎市茅原沢町小林染工えん堤から上流200メートルまでの区域	
岡崎市淡渕町御堂橋上50メートルから松畑淵までの区域	
岡崎市石原町丸ヶ瀬えん堤からくらがり一膳めしまでの区域	1月1日から 12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。ただし、あゆについては8月15日以降はこの限りではない。

魚 種	全 長
あ ゆ	10センチメートル
う な ぎ	20センチメートル
こ い	20センチメートル
ふ な	6センチメートル
あ ま ご	15センチメートル
おいかわ	6センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし第1号の場合において遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、雑魚の遊漁料は無料とする。次項のただし書きに規定する方法により納付するときは、あゆについては1,000円、あまごについては500円、雑魚については300円を加算した額とする。

(1) 竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊漁料	
あ ゆ	竿 釣	解禁の日から12月31日まで	1 日	2,000 円
			1 年	12,000 円
あまご		解禁の日から 9月30日まで	1 日	500 円
			1 年	3,000 円
雑 魚		1月1日から12月31日まで	1 日	300 円
			1 年	2,000 円

- 2 遊漁料は組合の指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。
- 3 前項に規定する遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所に「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日、又は愛知県知事が認可した日のいずれか遅い日から施行する。

別記様式第 1 号

遊漁承認証 1 (日券)

表

No.	
遊 漁 承 認 証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年令)
承認期間	
魚 種	
漁具・漁法	
遊 漁 区 域	
遊 漁 料	
発 行 者	
男川漁業協同組合 ㊞	

裏

○注意事項
○当組合が行っている増殖事業
○当組合が行っている漁場管理

遊漁承認証 2 (年券・腕章)

遊 漁 証		魚 種
取扱所No.	遊 漁 年	遊 漁 者 の 写 真
発行者 男川漁業協同組合		

※魚種によりまた年度により色分けをする。

あゆ漁（釣り）の場合のみ腕章に遊漁者の写真を貼る

○注意事項

- 1 本証は他人に貸与してはならない。
- 2 本証は紛失の場合は再発行しません。
- 3 遊漁する時、本証を漁場監視員が見易い所に携行すること。
- 4 遊漁規則に違反した時は遊漁の中止を命じ、又は以後遊漁を拒絶することがあります。その場合遊漁料の払戻しはありません。
- 5 他人の迷惑となる行為はしてはいけません。

○当組合が行っている増殖事業

- ・ 当組合が行っている増殖手法は、稚魚・成魚・発眼卵の放流、禁漁区の設定及び下流からの汲み上げ放流です。
- ・ この河川等における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、愛知県内水面漁場管理委員会より示された増殖指示量に基づいています。

○当組合が行っている漁場管理

- ・ 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。
- ・ この河川は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用出来る様配慮しています。御意見等がありましたら、男川漁協事務所（電話番号0564-82-3636）まで御連絡ください。
- ・ 当組合は、漁場管理を行うため資源調査に加え、遊漁者の採捕数の把握、稚魚の数などモニタリング調査を行っておりますので御協力ください。

別記様式第2号

漁 場 監 視 員 証

表

No.
漁 場 監 視 員 証
下記の者は、当組合の漁場監視 員であることを証明します。
氏名 (年令)
有効期間
発 行 者
男川漁業協同組合 印

裏

注意事項

注意事項

- ・ 本証は他人に貸与し又は譲渡してはいけません。
- ・ 監視員をやめた場合は組合に返納してください。
- ・ 遊漁者に接する場合は本証をまず見せてから、おだやかに話をしてください。
- ・ 漁場監視の場合は本証を携帯してください。
- ・ 本証を紛失したときは直ちに組合へ報告してください。
- ・ 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。